

川崎市小規模事業者臨時給付金交付要綱

(2川経工第232号 令和2年6月3日市長決裁)

(最新改正：2川経工第522号 令和2年7月16日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者に対し、川崎市小規模事業者臨時給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項で規定する者をいう。

2 この要綱において「申請者」とは給付金の交付を受けようとする者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号を全て満たすものとする。なお、給付金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(1) 川崎市内で事業を営む小規模事業者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

ア 川崎市内に本店又は主たる事務所を有すること。

イ 確定申告書に記載のある納税地が川崎市内であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が前年同月比で30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者

イ 平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した小規模事業者である場合、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が平成31年1月から令和元年12月までの1か月あたり平均事業収入と比べ、30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者

ウ 個人で、確定申告書類が白色申告の場合、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が平成31年1月から令和元年12月までの1か月あたり平均事業収入と比べ、30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者

エ 特定非営利活動法人又は公益法人等に該当し、平成31年1月から令和元年12月までの1か月あたりの月次の収入を証する書類が存在しない場合であって、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入（ただし、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除く。）の減少が平成31年1

月から令和元年12月までの1月あたり平均事業収入（ただし、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除く。）と比べ、30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者
オ 令和2年1月から令和2年3月までの間に設立した小規模事業者である場合又は平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した小規模事業者であって、設立から令和元年12月までの事業収入が0円である場合において、令和2年4月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が令和2年1月から令和2年3月までの1か月あたり平均事業収入と比べ、30%以上50%未満の期間が1か月以上認められる者

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が前年同月比で50%以上の期間が1か月以上認められる者

イ 平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した小規模事業者である場合又は個人で確定申告書類が白色申告の場合であって、1か月あたりの事業収入の減少が平成31年1月から令和元年12月までの1か月あたり平均事業収入と比べ、50%以上の期間が1か月以上認められる者

ウ 令和2年1月から令和2年3月までの間に設立した小規模事業者である場合又は平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した小規模事業者であって、設立から令和元年12月までの事業収入が0円である場合において、令和2年4月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が令和2年1月から令和2年3月までの1か月あたり平均事業収入と比べ、50%以上の期間が1か月以上認められる者

エ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

カ 宗教上の組織又は団体

キ 政治団体

ク 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合

ケ 既に給付金の交付を受けた者

コ 既に国の持続化給付金の交付を受けた者

サ アからコまでに掲げるもののほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、申請1件に対して、一律10万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、市長が別に定める期間内に、川崎市小規模事業者臨時給付金

交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）アからカまでのいずれかの書類

ア 申請者が法人の場合、平成31年1月から令和元年12月までの期間を対象とする確定申告書別表一の控え（收受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控えの写し

イ 申請者が特定非営利活動法人又は公益法人等に該当し、平成31年1月から令和元年12月までの1か月あたりの月次の収入を証する書類が存在しない場合、平成31年1月から令和元年12月までの年間収入がわかる書類の写し（活動計算書等）

ウ 申請者が個人で、確定申告書類が青色申告の場合、平成31年1月から令和元年12月までの期間の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び所得税青色申告決算書の控えの写し

エ 申請者が個人で、確定申告書類が白色申告の場合、平成31年1月から令和元年12月までの期間の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）の写し。

オ 申請者が令和2年1月から令和2年3月までの間に設立した小規模事業者である場合又は平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した小規模事業者であって、設立から令和元年12月までの事業収入が0円である場合、設立した月から令和2年3月までの間の事業収入金額を示した帳簿等の写し（売上台帳等）

カ 税理士又は公認会計士による事業収入（売上）確認書（第2号様式）（ただし、カの提出については、上記アからオまでのいずれかに該当する場合には限り、それらの代替書類として提出できるものとする。その場合、第3号に規定する書類は不要とする。）

（2）申請者が個人の場合で、事業収入を給与収入や雑収入として申告している場合、平成31年1月から令和元年12月（申請者が第3条2号オに該当する場合は令和2年3月）までの期間に発行された、生業として続けている事業であることを示す書類の写し

（3）第1号アからオまでの書類を添えて申請した場合は、令和2年1月（申請者が第3条2号オに該当する場合は令和2年4月）から申請を行う日の属する月の前月までの間の、任意の1か月間（申請書に記入した月）の事業収入金額を示した帳簿等の写し（売上台帳等）

(4) 申請者が第3条2号オに該当する場合は、次のアからウまでのいずれかの書類

ア 申請者が法人の場合、履歴事項全部証明書（原本）

イ 申請者が個人の場合、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（收受日付印が押されていること。）

ウ 申請者が個人の場合、事業開始等申告書の写し（收受日付印が押されていること。）

(5) 口座振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できる物の写し（通帳の写し等）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付及び不交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適正と認められるときは、申請者に対し、給付金を交付するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行う事ができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことを決定したときは、その理由を付して川崎市小規模事業者臨時給付金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定により給付金の交付を受けた者のうち、国の持続化給付金の給付を受けた者はその旨を書面にて市長に申出るものとする。

(交付の取消及び返還)

第7条 市長は、給付金を交付されたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付の要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他法律等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(5) 前条第4項の申出をしたとき。

(6) その他市長が不適正と認めたとき。

2 交付の取消及び返還に際し、市長が必要と認めるときは、関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行う事ができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

また、令和2年6月3日施行時の様式による申請についても可とする。

第1号様式

川崎市小規模事業者臨時給付金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

(申請者)

所在地 _____

名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

電話番号 _____

メールアドレス _____

川崎市小規模事業者臨時給付金の交付を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。また、次の事項を誓約します。

- ・交付要綱第3条に規定する交付対象者に該当すること
- ・申請者（及び申請者の役員）は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないこと
- ・国が所管する持続化給付金の給付を受けておらず、また今後当該給付金の給付を受けた場合は申し出ること

さらに、次の事項に同意します。

- ・上記誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- ・貴職において必要と判断した場合には、交付申請に関する事項について、個人情報を神奈川県警察本部に提供すること

1 交付申請額 100,000円

2 振込先口座情報※

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先口座は申請者名義である必要があります。

振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写しを添付してください。

通帳の場合は、表紙と1・2ページ目（フリガナや支店名の書いてあるページ）の写しを提出してください。

普通・当座以外の口座には振り込めませんのでご注意ください。

3 企業概要

業種（1つをチェックしてください） （括弧内に具体名を記入してください）	<input type="checkbox"/> 商業・サービス業（ ） <input type="checkbox"/> 製造業・その他（ ）
常時使用する従業員の数 （役員等は含めない）	人
資本金	円

(次項に続く)

4 事業収入（売上高）の減少

1.令和2年___月の1箇月の事業収入	_____円 a
<p>※注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記任意の1か月間の事業収入金額を示した帳簿等の写し（売上台帳など）若しくは税理士又は公認会計士による事業収入（売上）確認書（第2号様式）を必ず添付してください。<u>添付がない場合は給付金の交付を受けることができません。</u> ・ 添付書類に記載の金額が上記右側 a の金額と一致していることを必ず確認してください。 	
<p>2-A. 平成30年12月以前から事業を営んでいる、法人の場合又は個人で青色申告の場合 前年同月の1箇月の事業収入</p> <p>_____円 b</p>	
<p>2-B. 令和2年1月～3月に設立した場合又は平成31年1月から令和元年12月までの間に 設立したが令和元年12月までの事業収入が0円である場合</p> <p>設立年月 _____年____月</p> <p>令和2年1月から令和2年3月までの1月あたりの平均事業収入 (年間の事業収入÷令和2年1月から令和2年3月までの間で事業を行った月数)</p> <p>平均 _____円 b</p>	
<p>2-C. 上記2-A,2-B以外で交付対象者に該当する場合</p> <p>設立年月 _____年____月</p> <p>平成31年1月から令和元年12月までの1月あたりの平均事業収入 (年間の事業収入÷平成31年1月から令和元年12月までの間で事業を行った月数)</p> <p>平均 _____円 b</p>	
<p>※注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-A～Cの事業収入を確認するため、<u>公募要領を熟読のうえ、確定申告書類等若しくは税理士又は公認会計士による事業収入（売上）確認書（第2号様式）を必ず添付してください。添付がない場合は給付金の交付を受けることができません。</u> ・ 添付書類に記載の金額が、上記 b の金額と一致しているか、<u>月割で計算出来ることを必ず確認してください。</u> 	
3. 事業収入の減少額	<p>減少額 _____円 b-a</p> <p>減少比率 _____%</p> <p>(b-a)÷b×100 小数点第3位以下切捨て</p>
<p>※注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記右側記載の減少比率が<u>30%未満又は50%以上</u>の場合は本給付金の交付対象となりません。 	

税理士または公認会計士による事業収入（売上）確認書

1. 令和2年____月の1箇月の事業収入	_____円 a
2-A. 平成30年12月以前から事業を営んでいる、法人の場合又は個人で青色申告の場合 前年同月の1箇月の事業収入	_____円 b
2-B. 令和2年1月～3月に設立した場合又は平成31年1月から令和元年12月までの間に 設立したが令和元年12月までの事業収入が0円である場合 設立年月 ____年____月 令和2年1月から令和2年3月までの1月あたりの平均事業収入 (年間の事業収入÷令和2年1月から令和2年3月までの間で事業を行った月数)	平均 _____円 b
2-C. 上記2-A, 2-B以外で交付対象者に該当する場合 設立年月 ____年____月 平成31年1月から令和元年12月までの1月あたりの平均事業収入 (年間の事業収入÷平成31年1月から令和元年12月までの間で事業を行った月数)	平均 _____円 b
3. 事業収入の減少額	減少額 _____円 b-a 減少比率 _____% $(b-a) \div b \times 100$ 小数点第3位以下切捨て

上記内容は、

※の事業収入金額と相違ありません。

※会社名を記入

年 月 日

印

※担当の税理士又は公認会計士による記名・押印

原本の提出であることが必要です。
PDF、カラーコピー等では確認書とすることができません。

川崎市小規模事業者臨時給付金不交付決定通知書

川 経 工 第 号

所在地

名称

代表者職・氏名

様

年 月 日付で申請のありました川崎市小規模事業者臨時給付金については、川崎市小規模事業者臨時給付金交付要綱第6条の規定に基づき、審査したところ、次の理由により、適正とは認められないため、不交付と決定いたします。

年 月 日

川 崎 市 長 名

(理由)